

市町村議会で議決した意見書等（令和5年6月追加分）

令和5年7月9日現在

No.	市町村名	件名	議決年月日	頁
1	宮古市	安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書	R5.6.19	1
2	宮古市	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書	R5.6.19	2

市町村議会名	意見書の内容
宮古市	<p>【議決年月日】令和5年6月19日</p> <p>【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣</p> <p>【件名】安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書</p> <p>新型コロナウイルス感染の拡大により、入院が必要にもかかわらず入院できない「医療崩壊」や、介護を受けたくても受けられない「介護崩壊」が現実となった。これは、感染対策の遅れはもちろんのこと、そもそも他の先進諸国と比べても圧倒的に少ない医師や看護師、介護職員や保健師の不足が根本的な原因である。人手不足が長年続いている状況を解消するためには、ケア労働者の処遇改善が必要である。また、16時間を連続で働く過酷な長時間夜勤や、極端に短い勤務と勤務の間隔を解消することなど、労働時間規制を含めた実効ある対策は、猶予できない喫緊の課題である。</p> <p>毎年のように発生している自然災害時の対応や新たな感染症に備えるためにも、平常時から必要な人員体制の確保を国の責任で行い、対策の中心となる公立・公的病院や保健所の拡充など機能強化を強く求める。</p> <p>私たちは、安全・安心の医療・介護の実現のために下記の事項について国に要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直し、大幅に増員すること。 2 医療や介護現場における「夜勤交替制労働」に関わる労働環境を抜本的に改善すること。 <ol style="list-style-type: none"> ① 労働時間の上限規制や勤務間インターバルの確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設け、実効性を確保するための財政的支援を行うこと。 ② 夜勤交替制労働者の1週間当たりの労働時間を短縮すること。 ③ 介護施設や有床診療所などで行われている「1人夜勤体制」をなくし、複数夜勤体制とすること。 3 新たな感染症や災害対策に備えるため、公立・公的病院の医療提供体制の拡充・強化、保健所の増設など公衆衛生体制を拡充すること。 4 医療費窓口負担、介護保険サービス利用者負担を軽減すること。 <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。</p>

市町村議会名	意見書の内容
宮古市	<p>【議決年月日】令和5年6月19日</p> <p>【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣</p> <p>【件名】ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書</p> <p>「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」の2021年施行により、公立小学校の学級編制基準が小学校2年生から35人に段階的に引き下げられ、中学校・高等学校での早期引き下げも望まれている。岩手県においては、国に先だって今年度から公立の小学校と中学校は35人の学級編制となった。</p> <p>子どもたちの多様化が一層進展するなどの状況下において、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など、学校現場で解決すべき課題が山積している。2023年4月28日公表の文部科学省による教員の勤務実態調査では、6年前より在校等時間が短縮されたものの、持ち帰りを含めた残業時間は月80時間を超えており、子どもたちに向き合うための十分な時間確保は困難な状況である。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級を実現するとともに、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。</p> <p>義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、岩手県では県単独予算による教員配置は講じられていないなど、自治体の財政状況により義務教育に格差が生じている。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。国の施策として定数改善にむけた財源保障のためにも、義務教育を保障するための条件整備は不可欠である。</p> <p>こうした観点から、2024年度政府予算編成において下記の措置を講じられるよう強く要請する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国においては、中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。 2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。 3 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。 4 教職員の処遇について、新規採用を持続的に確保し、専門性を発揮し意欲をもって働くことができるよう、改善に必要な財政措置を講じること。 5 新卒者の就業機会や教職員の年齢構成のバランスの確保等の観点を十分に考慮し、すべての自治体で定年引上げ期間中に教職員の安定的な新規採用ができるよう、定数加配措置をはじめとした必要な財政措置を講ずること。 6 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。 <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。</p>